

半田市高度先端産業立地促進条例の全部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月三十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十四号

半田市高度先端産業立地促進条例の全部改正について

半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号）の全部を改正する。

半田市産業立地促進条例

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	高度先端産業立地奨励金（第四条―第六条）
第三章	中小企業高度先端産業立地奨励金（第七条―第八条）
第四章	企業再投資促進奨励金（第九条―第十条）
第五章	工場等立地促進奨励金（第十一条―第十三条）
第六章	市民雇用・定住促進奨励金（第十四条―第十七条）
第七章	指定の申請等（第十八条―第二十一条）
第八章	雑則（第二十二条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、市内において工場等を新設又は増設（以下「新設等」という。）する事業者に対し、奨励金を交付することにより、工場等の立地の促進、事業者の流出防止及び雇用機会の拡大を図り、もって産業の高度化及び振興、市民生活の安定並びに従業員の市内定住の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 営利を目的として、工場等において、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- 二 高度先端産業 次に掲げる分野において、高度かつ先端的な技術を利用する製品の

製造（製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）又は研究を行う事業をいう。

イ 航空宇宙関連分野

ロ 環境・新エネルギー関連分野

ハ 健康長寿関連分野

ニ 情報通信関連分野

ホ 先端素材関連分野

ヘ ナノテクノロジー関連分野

ト バイオテクノロジー関連分野

チ その他市長が認める技術分野

三 工場 事業者が製品の製造の用に供する工場及びこれに附帯する施設をいう。

四 研究所 事業者がその事業の用に供する研究所及びこれに附帯する施設をいう。

五 工場等 工場、研究所その他事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。

六 新設 事業者が、本市に新たに工場等を建設することをいう。

七 増設 本市に工場等を有する、若しくは賃借する事業者が、既存の工場等の敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を増築すること、又は既存の工場等を廃止し、その敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を改築すること、又は既存工場内の機械及び装置の過半を入れ替えることをいう。

八 固定資産取得費用 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

九 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。

十 中堅企業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項に規定する企業をいう。

十一 みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であつて、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している企業

□ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している企業

ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占めている企業

ニ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハまでのいずれかに該当する者が所有している企業

ホ イからハまでに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

十二 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

十三 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「財務諸表等規則」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

十四 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

十五 常用従業員 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である労働者（通常の労働者の一週間の所定労働時間の八割に満たない労働者を除く。）をいう。

十六 雇用基準日 新設等に係る工場等が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から起算して一年を経過した日をいう。

十七 新規常用従業員 常用従業員のうち、操業開始日の一年前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者（常用従業員が退職した後に再び事業者に雇用された場合を除く。）で、雇用された日から継続して当該工場等に勤務（操業開始日前にあつては、当該工場等の操業に係る準備等を含む。）し、かつ市内に住所を有する者をいう。

十八 転入常用従業員 常用従業員のうち、操業開始日の一年前から雇用基準日の前日までに市外から市内へ住所を移した者（新規常用従業員を除く。）で、転入した日から継続して当該工場等に勤務（操業開始日前にあつては、当該工場等の操業に係る準備等を含む。）し、かつ市内に住所を有する者をいう。

十九 市税等 本市が賦課する市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

（奨励金の種類）

第三条 市長は、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- 一 高度先端産業立地奨励金
- 二 中小企業高度先端産業立地奨励金
- 三 企業再投資促進奨励金
- 四 工場等立地促進奨励金

2 市長は、前項の奨励金のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において市民雇用・定住促進奨励金を交付することができる。

第二章 高度先端産業立地奨励金

(高度先端産業立地奨励金の交付対象者)

第四条 高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

一 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の合計額が、工場にあつては五十億円以上（中堅企業者にあつては二億円以上）、研究所にあつては五億円以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては二億円以上）であること。

二 工場を新設等する場合にあつては、当該工場に係る常用雇用者が十人以上（中堅企業者にあつては五人以上）増加すること。

三 愛知県二十一世紀高度先端産業立地補助金に採択されていること。

四 新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をすること。

五 市税等を滞納していないこと。

六 半田市暴力団排除条例（平成二十三年半田市条例第十九号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第二号の常用雇用者に生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、規則に掲げる区分に応じ、それぞれ規則に掲げる人数を上限として常用雇用者に算入することができるものとする。

3 第一項の奨励金は、同一の事業所における同一事業において、一度限り交付するものとする。ただし、中小企業者及び中堅企業者（いずれもみなし大企業を除く。）についてはこの限りでない。

(高度先端産業立地奨励金の額)

第五条 高度先端産業立地奨励金の額は、操業開始日以後に当該工場等に係る固定資産税を市が最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から二年間（第二条第二号イの分野にあつては三年間、研究所にあつては五年間）における工場等の新設等に係る土地及び家屋に係る各年度の固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額とする。

2 過去にこの奨励金の対象となった工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業（自社も含む。）が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（高度先端産業立地奨励金の交付年度）

第六条 高度先端産業立地奨励金は、前条第一項に規定する各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付する。

第三章 中小企業高度先端産業立地奨励金

（中小企業高度先端産業立地奨励金の交付対象者）

第七条 中小企業高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場の新設等を行う中小企業者（第二条第一項第一号の奨励金の対象とならない事業者に限る。）であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

一 工場の新設等に係る固定資産取得費用の合計額が二億円以上であること。

二 新設等された工場に係る常用雇用者が五人以上増加すること。

三 愛知県二十一世紀高度先端産業立地補助金に採択されていること。

四 新設等する工場の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をするこ
と。

五 市税等を滞納していないこと。

六 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第二号の常用雇用者に生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、規則に掲げる区分に応じ、それぞれ規則に掲げる人数を上限として常用雇用者に算入することができるものとする。

3 第一項の奨励金は、同一の事業所における同一事業において、みなし大企業に対しては一度限り交付するものとする。

(中小企業高度先端産業立地奨励金の額)

第八条 中小企業高度先端産業立地奨励金の額は、工場の新設等に係る固定資産取得費用の百分の十(みなし大企業は百分の九)(既存工場内に新たに機械及び装置を増設する場合合は百分の五(みなし大企業は千分の四十五))に相当する額とする。ただし、五億円(第二条第二号イの分野にあつては十億円)を限度とする。

2 過去にこの奨励金の対象となつた工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業(自社も含む。)が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第四章 企業再投資促進奨励金

(企業再投資促進奨励金の交付対象者)

第九条 企業再投資促進奨励金は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業の用に供する施設及び製造業に係る研究又は開発の用に供する施設であつて、次の各号に掲げる分野に係る工場等の新設等を行う事業者を対象とする。

一 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)

二 航空宇宙関連分野

三 環境・新エネルギー関連分野

四 健康長寿関連分野

五 情報通信関連分野

六 ロボット関連分野

七 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東尾張地域の集積業種の分野

八 その他市長が認める分野

2 企業再投資促進奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

一 工場等の新設等をする中小企業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ二十五人以上の常用雇用者を有する事業

者で、原則として、操業開始日から五年間、二十五人以上の常用雇用者数を維持すること。

□ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が一億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

二 みなし大企業においては、過去に同一の工場等の同一事業において奨励金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

ヘ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

二 工場等の新設等をする中堅企業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ二十五人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、操業開始日から五年間、二十五人以上の常用雇用者数を維持すること。

□ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が一億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

二 みなし大企業においては、過去に同一の工場等の同一事業において奨励金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

ヘ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

三 工場等の新設等をする大企業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ五十人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、操業開始日から五年間、五十人以上の常用雇用者数を維持すること。

□ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が二十五億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

二 過去に同一の工場等の同一事業において奨励金等及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

へ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(企業再投資促進奨励金の額)

第十条 企業再投資促進奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第二項第一号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の十(みなし大企業は百分の九)以内の額。ただし、十億円を限度とする。
- 二 前条第二項第二号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の五(みなし大企業は百分の五)以内の額。ただし、五億円を限度とする。
- 三 前条第二項第三号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の五以内の額。ただし、五億円を限度とする。
- 2 過去にこの奨励金等の対象となった工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業(自社も含む。)が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。
- 3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第五章 工場等立地促進奨励金

(工場等立地促進奨励金の交付対象者)

第十一条 工場等立地促進奨励金は、製品の製造、加工、流通、情報の処理若しくは提供等のサービス又は製品の製造若しくは加工に係る研究若しくは開発の用に供する工場等の新設等を行う事業者であって、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

- 一 新設等する工場等の敷地(賃貸借契約をした土地を含む。)の面積が三千平方メートル以上であること。ただし、工場等を増築する場合にあつては、増築後の延床面積が増築前に比べ五分の一以上増加するものに限るものとし、工場等の全部を改築する場合にあつては、改築後の工場等の延床面積が増加するものに限る。

二 工場等の新設等に係る固定資産取得費用が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額以上であること。

イ 製品の製造又は加工に係る事業(製造又は加工に係る研究若しくは開発を含む。)

一億円

□ 流通に係る事業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

- (1) 知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和七年半田市条例第四十一号）第二条で規定する知多都市計画石塚地区計画の区域
五億円

- (2) (1)以外の区域 一億円

ハ 情報の処理若しくは提供等のサービスに係る事業 一億円

三 新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をすること。

四 市税等を滞納していないこと。

五 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（工場等立地促進奨励金の額）

第十二条 工場等立地促進奨励金の額は、操業開始日以後に当該工場等に係る固定資産税の課税初年度から三年間における工場等の新設等に係る土地、家屋及び償却資産に係る各年度の固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額とする。

2 奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（工場等立地促進奨励金の交付年度）

第十三条 工場等立地促進奨励金は、前条に規定する各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付する。

第六章 市民雇用・定住促進奨励金

（市民雇用・定住促進奨励金の種類）

第十四条 市民雇用・定住促進奨励金の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 市民雇用促進奨励金

二 定住促進奨励金

（市民雇用・定住促進奨励金の交付対象者）

第十五条 市民雇用・定住促進奨励金は、第十八条の規定により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）並びに新規常用従業員及び転入常用従業員（以下「新規常用従業員等」という。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれも満たす者に交付する。

一 市民雇用促進奨励金

イ 指定事業者であつて、新規常用従業員等を雇用基準日から起算して一年以上かつ交付申請するまでの間、継続して雇用していること。

□ 市税等を滞納していないこと。

ハ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

二 定住促進奨励金

イ 新規常用従業員等であつて、指定事業者に雇用基準日から起算して一年以上かつ交付申請するまでの間、継続して雇用されている者のうち、規則で定める補助を受けていないこと。

□ 市税等を滞納していないこと。

ハ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（市民雇用・定住促進奨励金の額）

第十六条 市民雇用・定住促進奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 市民雇用促進奨励金 新規常用従業員等の数に二十万円を乗じて得た額。ただし、一千万円を限度とする。

二 定住促進奨励金 十万円

（市民雇用・定住促進奨励金の交付年度）

第十七条 市民雇用・定住促進奨励金は、雇用基準日から起算して一年を経過した日の属する年度の翌年度（その日が一月から三月に属する場合にあつては、翌々年度）に交付する。

第七章 指定の申請等

（指定の申請及び決定）

第十八条 第三条第一項各号の奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項に規定する指定に当たって特に必要と認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

（交付の申請及び決定）

第十九条 指定事業者及び新規常用従業員等が、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者及び新規常用従業員等に対して、奨励金の交付又は不交付を決定し、その旨を通知するものとする。

3 第一項の申請は、規則で定める期限までにしなければならない。

（奨励金の請求）

第二十条 前条第二項により奨励金の交付決定を受けた者は、規則で定めるところにより、市長に請求するものとする。

（届出の義務）

第二十一条 指定事業者（指定の申請をしている事業者を含む。）は、次に掲げる事由が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

一 新設等する工場等の工事に着手したとき。

二 新設等する工場等の工事が完了したとき。

三 新設等する工場等が操業を開始したとき。

四 第十八条第一項の規定による申請の内容に変更があったとき。ただし、第二十三条に該当する場合を除く。

五 新設等する工場等が操業を休止し、又は、廃止したとき。

第八章 雑則

（財産処分制限）

第二十二条 奨励金の交付を受けた事業者は、奨励金の交付の対象となった固定資産を、市長の承認を受けないで、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、新設等する工場等の操業開始日から五年を経過した場合は、この限りではない。

（地位の承継）

第二十三条 指定事業者に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該指定事業者に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、市長の承認を受け、当該指定事業者の地位を承継することができる。

（指定の取消し等）

第二十四条 市長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。

二 奨励金の交付年度内に市税等を滞納したとき。

三 操業開始日から五年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。

四 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない状況にあるとき。

2 市長は、指定事業者が第十九条第二項の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以後に、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

3 指定事業者は、前項の規定により交付の決定を取り消されたときは、規則で定めるところにより、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

4 市長は、新規常用従業員等が第十九条第二項の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以後に、第一項第一号、第二号、第四号及び第六号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

5 新規常用従業員等は、前項の規定により交付の決定を取り消されたときは、規則で定めるところにより、交付を受けた奨励金を返還しなければならない。

（報告及び立入調査）

第二十五条 市長は、特に必要があると認めたときは、指定事業者に対して必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

（規則への委任）

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。